

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年3月29日（平成30年（行個）諮問第62号）

答申日：平成30年10月30日（平成30年度（行個）答申第131号）

事件名：北海道管区行政評価局が受信した本人からの電子メール等の利用不停止決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる各文書（以下、順に「本件文書1」及び「本件文書2」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、平成29年12月25日付け北海管第16号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、本件対象保有個人情報の利用停止（消去）を求める。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

個人情報を不正使用したメールを「当初の利用目的を達成したため。」と称して平成28年12月26日付け北海相第154号、155号で利用停止をした事例があるから。

「平成26年11月24日に北海道管区行政評価局が受信した〇〇（審査請求人の姓。以下同じ。）様からの電子メール」を特定職員Aがねつ造し追加開示した。（平成28年9月30日付け北海相第114号）「上記電子メールに添付された〇〇様からの行政相談内容が記載された文書」を特定職員Bがねつ造しPDFファイルで情報提供した。

（平成27年10月27日送信、後日追加開示北海相第133号）「〇〇様からの行政相談内容を供覧した文書」を特定職員Aがねつ造し追加開示した（平成28年11月17日付け北海相第133号）。ねつ造の都度追加開示等をしたため3種類の文書の開示等の日付が違う。これらは一体のものであり本物であれば同日付けで開示するものである。

## (2) 意見書

別紙2のとおり。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が、法の規定に基づき、平成29年11月28日付けで行った「特定年月日に北海道管区行政評価局が受信した審査請求人からの電子メール及び当該メールに添付された審査請求人からの補足説明内容が記載された文書」を法36条1項1号該当を理由として、消去を求める保有個人情報利用停止請求に対し、処分庁が同年12月25日付けで行った利用停止をしない旨の決定（原処分）を不服として、平成30年1月10日付けで提起されたものである。

#### 2 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張はおおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求の趣旨

保有個人情報利用停止請求書のとおり利用の停止をしてほしい。

##### (2) 審査請求の理由

上記第2の2(1)と同じ。

#### 3 諮問庁の意見

##### (1) 審査請求に係る保有個人情報

審査請求に係る保有個人情報は、次の2件である。

- ① 特定年月日に北海道管区行政評価局が受信した審査請求人からの電子メール
- ② 当該メールに添付された審査請求人からの補足説明内容が記載された文書

##### (2) 情報公開・個人情報保護総合案内所について

情報公開・個人情報保護総合案内所（以下「案内所」という。）は、総務省が法等の規定に基づき、法等の円滑な運用を確保するため、総務省本省及び都道府県ごとに設置しており、行政機関・独立行政法人等の情報公開・個人情報保護に関する案内を行っている。総務省のホームページ内に、北海道管区行政評価局のページがあり、その中に案内所について説明しているページがある。そのページから、インターネットによるご意見・ご提案を受け付けるフォームへのリンクがあり、ホームページ閲覧者はここから意見要望を送信することができる。当該フォームから送信する際に、「申出先の選択」において「石狩・空知・胆振・日高・小樽」を選択し、かつ「ご意見・ご要望の分野」として、「情報公開・個人情報保護総合窓口」を選択して送信すると、投稿されたご意見・ご要望は同局案内所が受信する。

(3) 審査請求に係る保有個人情報について

審査請求に係る保有個人情報は、上記の北海道管区行政評価局のページ内にあるご意見・ご要望を受け付けるフォームから、審査請求本人から送信されたものであり、同局案内所において受信している。ご意見・ご要望メールは、受領後、1年間保存した後は廃棄することとしているところ、このメールはまだ1年が経過していないため、同局において保存している。

(4) 法36条1項1号該当性について

本件審査請求の対象となる保有個人情報は、審査請求人本人から送信されたものであり、適法に取得されたものである上、北海道管区行政評価局において送信されたメールに記載された照会等に対応するため保存しているものであり、業務に必要な範囲で保有及び利用しているといえる。また、この保有個人情報を同局が外部に提供した事実も確認できないことから、同局が法3条2項、8条1項及び2項に違反しているとはいえない。

以上のことから、北海道管区行政評価局が保有している本件対象保有個人情報は、法36条1項1号に該当しない。

4 結論

以上のことから、処分庁において、審査請求に係る保有個人情報について利用の停止を行わなかった決定は妥当であり、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月17日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年10月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、本件対象保有個人情報の利用停止（消去）を求めるところであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないとして、利用不停止とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の利用停止を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止）に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定（目的外利用及び提供の制限）に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

そこで、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するか否かについて、以下、法36条1項1号の規定する各要件に則して検討する。

### 3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

#### (1) 適法な取得（法36条1項1号）との関係

当審査会において、諮問書に添付された本件文書1及び本件文書2（いずれも写し）の体裁や記載内容を確認したところによれば、本件対象保有個人情報が記録された本件文書1は、審査請求人が、特定年月日に、総務省のウェブサイト内にある「管区行政評価局・支局、行政評価事務所、行政監視行政相談センターへのご意見・ご要望」を受け付けるフォームにより送信したメールにつき、同日、北海道管区行政評価局（案内所）が受信（自動送信されたもの）したメール文であり、本件文書2は、その添付文書（送信者である審査請求人の氏名、メールアドレス、郵便番号、住所や電話番号等とともに、審査請求人からの上記の「ご意見・ご要望」の内容が記載されたもの）であると認められ、本件対象保有個人情報が、審査請求人において、総務省のウェブサイト内にある「管区行政評価局・支局、行政評価事務所、行政監視行政相談センターへのご意見・ご要望」を受け付けるフォームにより送信し、北海道管区行政評価局において受信したものであることは明らかであるから、本件対象保有個人情報は、北海道管区行政評価局において適法に取得したものと認められる。

#### (2) 保有の制限等（法3条2項）並びに利用及び提供の制限（法8条）との関係

ア 法3条2項は、「行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定しており、また、法8条1項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的

以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とし、さらに、同条2項は、同条1項の規定にかかわらず、「行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる（各号略）」としているところ、本件対象保有個人情報の利用や保有の状況等について、諮問庁は、本件対象保有個人情報は、北海道管区行政評価局において送信されたメールに記載された照会等に対応するために保存するという利用目的の達成に必要な範囲内で保有しており、また、業務に必要な範囲で保有及び利用していて、これを同局が外部に提供した事実は確認できない旨説明する。

イ 本件対象保有個人情報の取得の経緯に係る上記（1）イの認定判断を踏まえると、上記アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情もないことから、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められず、さらに、本件対象保有個人情報を法8条1項の規定に違反して利用目的以外の目的のために利用し、又は提供しているとは認められず、もとより同条2項の規定に違反するものとも認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1

本件対象保有個人情報記録された文書

本件文書 1 特定年月日に北海道管区行政評価局が受信した〇〇様からの  
電子メール

本件文書 2 本件文書 1 に添付された〇〇様からの補足説明内容が記載さ  
れた文書

## 別紙 2

平成28年12月26日付け北海相第154号, 155号で個人情報を不正に使用しねつ造したメールを「当初の利用目的を達成したため」という理由で利用停止した事例がある。

北海道管区行政評価局首席行政相談官特定職員C及び特定職員Dが「当初の利用目的を達成したため」という理由で利用停止できると主張している。

当時の, 総務課(課長特定職員E, 課長補佐特定職員F, 調整係長特定職員G)に合議しているのです, 今回, 総務行政相談部長特定職員Eが利用停止しない旨の決定に同意しないのはおかしい。

前回は法律に違反して利用停止する旨の決定をしたものであり,  
今回が法律どおりに利用停止しない旨の決定をしたものであるという結論で良いか。

＜参考＞ 審査請求人の主張する理由と異なる理由で利用停止した事例

平成28年12月1日付け保有個人情報利用停止請求書

理由 私はメールを送信していないから。(特定職員Bがねつ造したメールだから)

平成28年12月26日付け北海相第154号 保有個人情報の利用停止をする旨の決定

理由 当初の利用目的を達成したから。

平成29年1月13日付け審査請求書 理由が違うので総務大臣に審査請求した。

理由 保有個人情報利用停止請求書の理由のとおり利用停止・消去してほしい。

総務省は, メールのねつ造を隠ぺいするため, 情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなかった。

平成29年3月14日付け総評相第22号総務大臣裁決書

利用停止の理由に不服があっても, 審査請求の利益がないので棄却する。